平成２３年（フ）第７２１５号
東京都世田谷区上馬２丁目19―14―301、開始決定時の住所東京都調布市布田２丁目21―７―105
破産者　小谷津幸惠
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２６５号
埼玉県春日部市大枝617　パークコート千間台Ａ―101
破産者　鴨志田剛幸
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３６６号
埼玉県草加市弁天２丁目31―７―303
破産者　千野　博幸
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５３６号
東京都八王子市元八王子町２丁目966―１―104、開始決定時の住所東京都八王子市長房町1475―４―101
破産者　北村　朱衣（旧姓松木）
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５３９号
神奈川県横浜市緑区竹山２丁目４―３―2401―113
破産者　川田はるみ
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５４１号
東京都町田市鶴間1373―７―Ｂ
破産者　阿部　　純
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５４２号
東京都中野区中央４丁目37番３号
破産者　竹内工営株式会社
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５４３号
東京都中野区中央４丁目37―３　竹内方
破産者　大野　浩一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５６６号
東京都墨田区太平１丁目20―８―304
破産者　澤田　泰壽
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５６７号
東京都板橋区四葉１丁目３番４号
破産者　有限会社オカモト
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５６８号
東京都板橋区四葉１丁目３―４
破産者　岡本　義廣
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５９８号
東京都中野区野方１丁目39番１号
破産者　株式会社ＮＰＯ
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６１１号
東京都江東区辰巳１丁目９―59―104
破産者　島田　末吉
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７１５号
千葉県船橋市上山町１丁目207―19
破産者　田中　秀一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７４３号
東京都板橋区高島平１丁目55―７―103
破産者　末廣　明彦
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７７０号
東京都世田谷区若林４丁目22―28―202
破産者　浜中　祥平
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８６１号
東京都板橋区高島平９―１―７―712、住民票上の住所東京都板橋区高島平９丁目40―13―305　水島方
破産者　青木　利憲
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０６０号
東京都足立区西保木間３丁目６―６―717、開始決定時の住所東京都足立区西伊興２丁目９―11―103
破産者　坂田　晴子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１３３号
東京都渋谷区初台２丁目11番６号
破産者　有限会社カンマ・デザイン
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１３４号
東京都板橋区高島平２丁目33―７―629
破産者　本田　倫之
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１３５号
東京都板橋区高島平２丁目33―７―629
破産者　樋口　智美
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２２１号
神奈川県横浜市中区柏葉95―７　柏葉マンション１―Ｄ号室
破産者　星川　　巧
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部